

畜産経営災害総合対策緊急支援事業
(家きん経営災害緊急支援対策事業) 実施要領

令和2年1月22日付け元農畜機第6194号 承認
令和2年1月16日付け日鶏元発第763号 制定
令和2年4月28日付け元農畜機第580号 承認
令和2年4月16日付け日鶏2発第86号 一部改正

我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、家きん飼養経営体の経営に対して大きな影響を及ぼす被害が発生していることを受け、一般社団法人日本養鶏協会（以下「協会」という。）は、畜産経営災害総合対策緊急支援事業（平成31年3月29日付け30農畜機第7748号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、被災した家きん飼養経営体の経営継続等のための事業に対し補助するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施することとし、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。

第1 対象とする家きん飼養経営体

協会は、採卵鶏を飼養する家きん飼養経営体を対象にこの事業を実施するものとする。

第2 事業の内容

1 経営継続支援対策

協会は、第3の2に規定する災害の被害を受け、第3の3に規定する要件を満たす家きん飼養経営体（以下「被災家きん飼養経営体」という。）の経営継続のため、被災家きん飼養経営体が次に掲げる取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、補助するものとする。

また、協会は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団

等」という。)が被災家きん飼養経営体の経営継続のため、次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、被災家きん飼養経営体が次に掲げる取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

(1) 土砂・がれき等の撤去・運搬

第3の2に掲げる災害による畜舎又は飼養管理のための附帯施設の土砂・がれき等の撤去・運搬（当該撤去により経営再開できる場合に限る。）

(2) 電力確保支援

停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬及び設置工事

2 非常用電源の整備

協会は、生産者集団等が、家きん飼養経営体の経営継続のため、災害等による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼働のための次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

(1) 非常用電源の導入

(2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

3 事業の推進

生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。

第3 事業の要件

1 生産者集団

生産者集団は、3者以上の家きん飼養経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

(1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

(2) 生産者集団の運営に関する事項

(3) 家きん生産の振興に関する事項

(4) 会計、補助金の管理及び用途に関する事項

(5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 第2の1の事業の対象となる災害

令和元年8月から9月の大雨等（令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨をいい、台風第10号、第13号、第15号及び第17号を含む。）、台風第19号、第20号及び第21号をいう。以下同じ。）

3 事業の対象となる家きん飼養経営体

第2の1の事業にあつては、市町村から2に掲げる災害による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた家きん飼養経営体とする。

ただし、2の災害により、停電が生じた地域において、第2の1の(2)の取組を実施する場合は、当該書面の交付を受けていない家きん飼養経営体も事業の対象とする。

4 非常用電源の整備等

(1) 第2の2で整備した非常用電源の取扱い

第2の2の(1)又は(2)で整備した非常用電源については、次のとおり取扱うこととする。

ア 生産者集団等として補助金の収支等の会計処理を行うこと。

イ 生産者集団等は、災害時における家きん飼養経営体の経営継続のための計画を策定すること。ただし、事業に参加する家きん飼養経営体が自ら作成することもできるものとする。

ウ 生産者集団等として取得前に管理利用規程を設けること。

エ 生産者集団等は、購入又はリース事業者からの借受けにより非常用電源の整備を行うこととし、非常用電源を自ら管理し、又は家きん飼養経営体へ貸し付けること。

オ 生産者集団等は、取得物件を家きん飼養経営体が管理利用する場合であって、貸し付けを行う場合は、当該家きん飼養経営体との間で貸付契約を締結すること。

カ 生産者集団等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結すること。

なお、この場合にあつては、リース会社から借受けた物件（以下「リース物件」という。）については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、「畜産業振興事業の実施について」14の(5)の規定に基づき行うものとする。

(2) 取得物件の貸付けの取扱い

ア (1)のエの規定により、取得物件に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間及び(1)のカの規定により、リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60パーセント（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。

イ アのただし書により貸付期間又はリース期間を短縮する場合は、取得物件の処分制限期間において、家きん飼養経営体が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該家きん飼養経営体に取得物件を譲渡できるものとする。

ウ イの規定により取得物件を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。

（3）非常用電源の維持管理等

ア 維持管理

事業に参加する家きん飼養経営体は、貸付契約に従い、善良なる管理者の注意をもって非常用電源を維持管理し、処分制限期間において使用しなければならない。

イ リース物件に係る経費の負担

リース物件の維持管理又は使用のために必要な経費については、リース会社とのリース契約に従い、事業に参加する家きん飼養経営体が負担するものとする。ただし、事業に参加する家きん飼養経営体以外の者が、事業に参加する家きん飼養経営体に援助することは妨げない。

ウ 非常用電源への標記

事業に参加する家きん飼養経営体は、協会会長（以下「会長」という。）の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを非常用電源に標記するものとする。

（4）第2の2の（2）の事業に係る補助金の返還等

ア 生産者集団等は、非常用電源の処分制限期間内において、事業に参加する家きん飼養経営体から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、リース会社に対し、補助金相当額の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業に参加する家きん飼養経営体が事業を中止しようとする場合は、リース会社は協会又は生産者集団等が別に定める額を返還するものとする。

（ア）リース契約を解約又は解除したとき。

（イ）事業に参加する家きん飼養経営体が経営を中止したとき。

（ウ）借り受けた非常用電源が、処分制限期間内に消滅又は消失したとき。

（エ）申請書等に虚偽の記載をしたとき。

（オ）リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

（カ）変更の届出、報告等を怠ったとき。

（キ）その他理事長又は会長が必要と認めるとき。

イ 返還のための対応

（ア）リース会社は、リース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助金相当額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができ

るものとする。

(イ) リース会社は、リース契約を締結するに当たり、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械装置の貸付期間内において、同条件で他のリース会社等を通じて事業が継続できるための措置を担保するものとする。

5 環境と調和の取れた農業生産活動

事業に参加する家きん飼養経営体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業に参加する家きん飼養経営体が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。

第4 事業の実施

1 非常用電源の選定

事業に参加する家きん飼養経営体は、非常用電源の選定にあたっては、過剰な投資とならないよう、災害等により停電が発生した場合において、飼養中の家きんの生命維持に最低限必要な電力供給を満たす機種を選定するとともに、価格競争原理を導入するなどして、事業費の低減を図るものとする。また、第2の2の(2)の事業に参加する場合は、協会が指定するリース会社の中から契約するリース会社を選定するものとする。

なお、この事業で整備する非常用電源は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、この事業の対象としないものとする。

2 事業の参加申請

生産者集団等が事業を実施する際に、別紙1の畜産経営災害総合対策緊急支援事業(家きん経営災害緊急支援対策事業)参加申請書(以下「参加申請書」という。)を作成し、次の添付書類と併せて、生産者集団等の長に提出するものとする。

なお、第2の1の事業にのみ参加を希望する家きん飼養経営体は、参加申請書を作成し、次の(2)から(6)の添付書類と合わせて、会長又は生産者集団等の長に提出するものとする。

- (1) 経営継続計画(事業に参加する家きん飼養経営体が自ら作成する場合に限る。)
- (2) 農業環境規範に基づく点検シートの写し
- (3) 申請する非常用電源の見積書の写し(複数社見積書写し等)、カタログ
- (4) 事業に参加する家きん飼養経営体が法人の場合にあっては定款の写し

(5) その他会長の求める書類

3 参加の決定と貸付契約

生産者集団等は、参加申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認められる場合には事業に参加する家きん飼養経営体に対し、参加決定通知を送付するものとする。生産者集団等は事業に参加する家きん飼養経営体に対して参加決定通知を送付するにあたり、あらかじめ会長の承認を得るものとする。なお、事業に参加する家きん飼養経営体は参加決定後においては申請内容を変更できないものとする。

(1) 生産者集団等は参加決定後に第2の2の事業に参加する家きん飼養経営体と次の事項について定めた貸付契約書を締結するものとする。

- ア 非常用電源の設置場所、取得価額、補助金額
- イ 貸付期間
- ウ 公租公課
- エ 損害保険
- オ 非常用電源の管理運用
- カ 非常用電源の譲渡
- キ 非常用電源の滅失・毀損
- ク その他

4 非常用電源の検収

事業に参加する家きん飼養経営体は、第2の2の(1)又(2)の事業により非常用電源が納入・設置された後、速やかに検収を行い、別紙2の検収調書を作成するものとする。

なお、貸付契約の締結後、非常用電源の貸付けが開始されるまでの危険は、事業に参加する家きん飼養経営体及びリース会社等が負担し、両者間で解決するものとする。

5 貸付期間終了後の非常用電源の所有権の移転

リース会社は、非常用電源について第3の4の(2)のイに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該非常用電源に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により事業に参加する家きん飼養経営体に当該非常用電源の所有権を移転することができるものとする。

なお、当該譲渡額は、非常用電源につき法定耐用年数を基礎とした定率法により計算した場合におけるその購入時の未償却残価に相当する価格(当該価格が貸付対象機械装置の購入価格の5%相当額を下回る場合は、当該5%相当額)未満の額とする。

ただし、当該譲渡額が所有権の移転時に公正な市場価格と比べ著しく下回る場合は、この限りではなく、当該市場価格を著しく下回ると認められる範囲内でリース会社が定めるものとする。

6 途中解約の禁止

事業に参加する家きん飼養経営体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業に参加する家きん飼養経営体がリース会社に支払うものとする。

7 リース物件の貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、非常用電源の取得価額(消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。)に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース会社が別に定める額とする。

ただし、リース会社は、附加貸付料等を定めるに当たっては、協会又は生産者集団等から非常用電源の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

第5 協会の補助

協会は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業に参加する家きん飼養経営体から提出のあった事業参加申請書を取りまとめて作成する事業実施計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業(家きん経営災害緊急支援対策事業)補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業(家きん経営災害緊急支援対策事業)補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（家きん経営災害緊急支援対策事業）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（家きん経営災害緊急支援対策事業）実績報告書を会長に提出するものとする。

第8 運営状況等の報告

- 1 事業に参加する家きん飼養経営体は、生産者集団等から借り受けた物件（リース物件を含む。）のうち、50万円以上のものに係る別紙3の管理報告書を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、生産者集団等に提出するものとする。
- 2 生産者集団等は、事業に参加する家きん飼養経営体から提出のあった1の管理報告書を取りまとめの上、自らが管理利用する取得物件と合わせて別紙様式第5号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（家きん経営災害緊急支援対策事業）運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、毎年6月20日までに会長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 生産者集団等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の畜産経営災害総合対策緊急支援事業（家きん経営災害緊急支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第10 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第11 事業の推進指導

生産者集団等及び事業に参加する家きん飼養経営体は、協会及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第12 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第13 その他

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定

めることができるものとする。

附 則（令和2年1月16日付け日鶏元発第763号）

- 1 この要領は、理事長の承認があった日から施行し、令和元年8月13日から適用するものとする。
- 2 この要領の制定後の第2の1の事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、協会から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和2年4月16日付け日鶏2発第86号）

- 1 この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとする。
- 2 この要領の改正後の第2の1の事業のうち令和元年8月から9月の大雨等による被災に係る事業について、令和元年8月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、協会から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 経営継続支援対策	(1) 土砂・がれき等の撤去・運搬に要する経費 (2) 電力確保支援に要する経費	2分の1以内 2分の1以内
2 非常用電源の整備	(1) 非常用電源の導入に要する経費 (2) 非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減に要する経費	2分の1以内 リース料のうち、非常用電源の取得価格相当額の2分の1以内
3 事業の推進	生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費	定額